

# 国民健康保険

に加入している皆さんへ

## 1 国民健康保険税納税通知書を 7月中に郵送します



緑色の封筒で送ります

国民健康保険（国保）税は、国保の運営を支える貴重な財源です。国保加入者が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県・市の公費などで賄われています。通知書に納付書が同封されていた場合は、納期限までに納めてください。

問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎内線274・275）

## 2 国民健康保険被保険者証を 7月下旬に郵送します



黄緑色の封筒で送ります



見本

新しい被保険者証の有効期間は、8月1日から令和6年7月31日までです。ただし、令和6年7月31日までに75歳を迎える人は誕生日の前日まで、70歳を迎える人は誕生日前日の属する月の月末までです。

外国人被保険者の有効期限は、在留期限の翌日または令和6年7月31日までです。有効期限が在留期限の翌日までの人が、在留期間満了後も滞在予定の場合は、在留期間の更新手続きをお願いします。

会社などに勤め始め、職場の健康保険に加入したときは、速やかに本人またはご家族が国保の離脱手続きをしてください。

なお、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示の欄が設けられていますが、意思を表示することは、被保険者の任意です。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎内線255）

## □ マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前登録が必要です。詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へお問い合わせください。

## □ 国保税の税率と限度額

	医療分	支援分	介護分
所得割	5.8%	2.2%	1.9%
均等割	21,000円	7,600円	9,000円
平等割	15,000円	6,600円	4,900円
限度額	650,000円	220,000円	170,000円

## □ 納税義務者は世帯主

世帯主が国保に入っていない場合でも、納税義務者である世帯主へ送付します。納期限までの納付にご協力ください。

※社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、その人の分も含めて国保税の計算がされています。速やかに国保の離脱手続きを行ってください。

## □ さまざまな納付方法

納付は口座振替にできます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できます。

